

# 注 文 書

業 務 番 号 2026000356

業 務 名 古川第四小学校外3校給食室空調整備工事設計業務

業 務 場 所 大崎市古川大宮八丁目2番1号 外

履 行 期 限 令和8年9月30日

## 添 付 書 類

1. 特 記 仕 様 書
2. 図 面
3. 参 考 内 訳 書

### 1. 暴力団等の排除について

- (1) この契約の履行期間中に大崎市入札契約暴力団排除措置規則（平成25年6月1日施行。以下「排除規則」という。）の措置要件に該当すると認められたときは、契約を解除することがある。
- (2) 本市から指名停止の措置を受けている者にこの契約の全部又は一部を下請けさせ、若しくは受託させてはならない。また、この契約の下請け若しくは受託をさせた者が、排除規則の措置要件に該当すると認められるときは、当該下請契約等の解除を求めることがある。
- (3) この契約の履行にあたり暴力団員又は暴力団関係者等（以下「暴力団員等」という。）から不当要求又は妨害を受けたときは、速やかに警察への通報を行い、捜査上必要な協力を行うとともに、発注者へ報告すること。また、この契約の下請負若しくは受託をさせた者が、暴力団員等から不当要求又は妨害を受けたときは、同様の措置を行うよう指導すること。

なお、暴力団員等から不当要求又は妨害を受け、適切に警察への通報、捜査協力及び発注者への報告が行われた場合で、これにより、履行遅延等が発生すると認められるときは、必要に応じて、工程の調整又は履行期限の延長等の措置を講じる。

### 2. その他

工事等の実施にあたり、東北地方太平洋沖地震による被災者等の市内求職者の積極的な雇用に努めること。

# 古川第四小学校外3校給食室空調整備工事設計業務 特記仕様書

## I 業務概要

1. 業務の名称 古川第四小学校外3校給食室空調整備工事設計業務

### 2. 計画施設概要

(1) 施設名称 別紙一覧表のとおり

(2) 敷地の場所 別紙一覧表のとおり

(3) 施設用途 学校施設（学校給食調理場） ※（ ）内は、当該対象用途

### 3. 設計と条件

#### (1) 敷地の条件

・用途地域及び地区の指定 別紙一覧表による

#### (2) 施設の条件

a. 工事種別 改修工事（空調設備設置工事）

b. 施設の延べ面積 別紙一覧表による

~~※○内の数字は施設台帳の番号を示す~~

c. 主要構造 別紙一覧表による

~~※○内の数字は施設台帳の番号を示す~~

#### d. 耐震安全性の分類

「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準」（平成25年3月29日国営計第126号）による耐震安全性の分類は以下のとおりとする。

~~1) 構造体 Ⅱ類~~

2) 建築非構造部材 A類

3) 建築設備 乙類

#### (3) 建設の条件

a. 概算工事費 31,000千円程度（税抜）

※電気設備・機械設備含む

b. 建設概算工期（令和9年6月から令和9年9月）

(4) 設計と条件については、次の資料による。

○設計概要書（別紙による。）

・

## II 業務仕様

特記仕様書に記載されていない事項は、「~~耐震診断・評価業務委託共通仕様書~~」平成13年3月19日宮城県土木部営繕課・設備室監修、「~~宮城県建築設計業務委託共通仕様書~~」令和7年4月宮城県土木部営繕課・設備課、及び「~~耐震診断評価の手引き（第4版）~~」（財団法人宮城県建築住宅センター編集）のうち、改修設計関連事項を準用する。

### 1. 特記仕様書の適用

特記仕様書に記載された特記事項の中で・印のついたものについては、○印がついたもの（○）を適用する。

~~2. 耐震補強設計業務は、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）特定建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する指針（平成7年建設省告示第2089号）に基づき、RC造は「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震改修設計指針・同解説（最新版）」（国土交通省住宅局建築指導課監修）及び「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震改修設計指針適用の手引き（最新版）」（国土交通省住宅局建築指導課監修）により、鉄骨造は「耐震改修促進法のための既存鉄骨造建築物の耐震診断及び耐震改修設計指針・同解説（最新版）」により、耐震診断結果に基づき耐震性能目標値を定めて行う。~~

### 3. 管理技術者等の資格要件

（1）管理技術者の資格要件は次による。

- 建築士法（昭和25年法律第202号）による一級建築士として意匠設計または工事監理の実務経験8年以上の者で入札参加者と直接的な雇用関係にある者
- ・「耐震診断・補強設計講習会」の受講者

（2）照査技術者の資格要件は次による。

- 建築士法（昭和25年法律第202号）による一級建築士として意匠設計または工事監理の実務経験10年以上の者

（3）担当技術者

- 担当技術者は、設計・積算等に技術能力及び経験を有する者とする。
- 担当技術者の中から、建築（意匠および構造）、電気設備、機械設備の各部門毎の責任者として、担当主任技術者を1名ずつ選定し配置する。また、管理技術者は建築意匠または建築構造担当主任技術者を兼ねることができる。
- 建築担当主任技術者は、（ ・ 一級建築士 ○ 一級建築士又は二級建築士 ）であること。
  - ・ 構造担当主任技術者は、（ ・ 構造設計一級建築士 ・ 一級建築士 ・ 一級建築士又は二級建築士 ）であること。
  - ・ 電気設備、機械設備担当主任技術者のいずれかは建築士法（昭和25年法律第202号）による（ ・ 設備設計一級建築士 ・ 建築設備士 ）であること。
  - ・ 電気設備及び機械設備担当主任技術者は、建築士法（昭和25年法律第202号）による

( ・ 設備設計一級建築士 ・ 建築設備士 ) であること。

- 電気設備担当主任技術者は、電気設備設計または電気設備工事監理の実務経験 8 年以上の者
- 機械設備担当主任技術者は、機械設備設計または機械設備工事監理の実務経験 8 年以上の者

#### 4. 設計業務の範囲

##### (1) 一般業務の範囲

###### a. 基本設計業務

- ・耐震補強基本設計
- ・大規模改造基本設計

###### b. 実施設計業務

- ・耐震補強実施設計(補強により生ずる意匠, 建築設備を含むと共にクラック補修等も含む。)
- ・大規模改造実施設計
- 機械設備機器類改修
- 建築(意匠)実施設計
  - ・建築(構造)実施設計
- 電気設備実施設計
- 機械設備実施設計
  - ・外構実施設計

##### (2) 追加業務の内容及び範囲

###### a. 内容及び範囲

- 建築積算業務(直接工事費及び積上げによる共通仮設費内訳書の作成を含む)
- 電気設備積算業務(直接工事費及び積上げによる共通仮設費内訳書の作成を含む)
- 機械設備積算業務(直接工事費及び積上げによる共通仮設費内訳書の作成を含む)
  - ・外構積算業務(直接工事費及び積上げによる共通仮設費内訳書の作成を含む)
- 積算数量調書の作成
- 工事費算定の作成(R I B C 使用)
- 単価作成資料の作成(複合単価等(代価表, 別紙明細書を含む))
- 見積徴収
- 見積検討資料の作成(市場価格調査含む)
- 概算書の作成(単価根拠添付)
  - ・透視図の作成 種類( ), 判の大きさ( ), 枚数( )  
額の有無( ) 及び材質( )
  - ・透視図の写真撮影 カット枚数( ), 判の大きさ( ), 枚数( )  
白黒・カラーの別( )
  - ・模型作成 縮尺( ), 主要材料( )  
ケースの有無( ) 及び材質( )
  - ・模型写真撮影カット枚数( ), 判の大きさ( )  
枚数( ), 額の有無( ) 及び材質( )
  - ・パネル作成 カラーパネルの作成( ), 判の大きさ( )  
枚数( ), 額の有無( ) 及び材質( )
  - ・計画通知申請手続き業務(建築基準法施行規則第 1 条の 3 に基づく添付書類含む)

- ・市町村指導要綱による中高層建築物の届出書の作成及び申請手続き業務（標識看板の作成設置報告書の届出，日影図の作成）
- ・防災計画評定又は防災性能評定に関する資料の作成及び申請手続き業務
- ・省エネルギー関係図書の作成及び申請手続き業務
- ・環境問題に対応する業務(LCC, LCC02 の計算, 算出等)
- ・リサイクル計画書の作成
- 石綿（吹き付け材，建材，煙突，保温断熱材等アスベストの含有が見込まれるもの）調査報告書
- ・ユニバーサルデザイン技術資料作成（建築図，設備図，外構図含む）
- ・国庫補助及び交付金事業に係る特例加算資料の作成業務
- ・住宅性能評価に係る必要業務
- 建設廃材に廃棄に係る，廃棄場所リスト・場所までの運搬図（距離明示），また，「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」に該当する場合も同様の扱いとする。
- ・耐震補強計画の評価（判定）業務（評価に伴うヒアリング等の打合せを含む公的機関の確認，宮城県教育委員会における内容聴取の資料作成及び説明実施）
- ・長寿命化改良事業（文部科学省）に必要な現地調査及び報告書の作成
- 概算工事工程表の作成

5. 基本設計成果物の部分引渡しの有無

- ・有（引渡期限：令和 年 月 日） ○無

6. 業務の実施

(1) 一般事項

- ~~a. 基本設計業務は，提示された設計と条件及び運用基準等によって行う。~~
- b. 実施設計業務は，提示された設計と条件，基本設計図書及び適用基準等によって行う。
- c. 積算業務は，調査員の承諾を受けた実施設計図書及び適用基準等によって行う。

(2) 打合せ及び記録

打合せは次の時期に行う。

- a. 業務着手時
- b. 調査員又は管理技術者が必要と認めたとき
- c. その他（ ）

~~(3) 評価~~

~~耐震診断等評価委員会の評価を受けること。~~

~~評価申請手数料は，~~

~~受注者負担 ← 発注者負担 ← 本業務に含まれているものとする。~~

(4) 適用基準等

特記なき場合は，建設大臣(国土交通大臣)官房官庁営繕部が制定又は監修したものとする。

- a. 建 築

- 官庁施設の総合耐震計画基準 最新版
- 官庁施設の総合耐震診断・改修基準 最新版
- 建築工事設計図書作成基準 最新版
- 公共建築工事標準仕様書（建築工事編） 最新版
- 公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編） 最新版
- 公共建築工事標準詳細図 最新版
- 文部科学省建築工事標準仕様書（特記基準）最新版  
（文部科学省文教施設整備技術研究会編集）
- 文部科学省建築改修工事標準仕様書（特記基準）最新版  
（文部科学省文教施設整備技術研究会編集）
- 学校建築構造設計指針（文部科学省文教施設整備技術研究会編集）最新版
- 文部科学省土木工事標準仕様書（文部科学省文教施設整備技術研究会編集）最新版
- 文部科学省別図 各部配筋（文部科学省文教施設整備技術研究会編集）最新版

b. 建築積算

- 公共建築工事積算基準 最新版
- 建築数量積算基準・同解説
- 建築工事内訳書標準書式 建築積算研究会制定
- 建築工事内訳書作成要領（建築工事編）
- 調査員が提出した資料  
・（ ）

c. 設 備

- 官庁施設の総合耐震計画基準 最新版
- 官庁施設の総合耐震診断・改修基準 最新版  
・ 建築設備計画基準 最新版  
・ 建築設備設計基準・同要領 最新版
- 公共建築設備工事標準仕様書（電気設備工事編） 最新版
- 公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編） 最新版
- 公共建築設備工事標準図（電気設備工事編） 最新版
- 文部科学省電気設備工事標準仕様書（特記基準）最新版  
（文部科学省文教施設整備技術研究会編集）
- 文部科学省電気設備工事標準図（特記基準）最新版  
（文部科学省文教施設整備技術研究会編集）
- 公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編） 最新版
- 公共建築改修工事標準仕様書（機械設備工事編） 最新版
- 公共建築設備工事標準図（機械設備工事編） 最新版
- 文部科学省機械設備工事標準仕様書（特記基準）最新版  
（文部科学省文教施設整備技術研究会編集）
- 文部科学省機械設備工事標準図（特記基準）最新版  
（文部科学省文教施設整備技術研究会編集）
- 建築設備設計計算書作成の手引 最新版
- 宮城県設備設計要領（学校編） 最新版

d. 設備積算

- 公共建築工事積算基準 最新版
- 建築設備数量積算基準・同解説
- 建築設備工事内訳書標準書式 建築積算研究会制定
- 建築工事内訳書作成要領（設備工事編）
- 文部科学省標準単価積算基準（特記基準）  
（文部科学省文教施設整備技術研究会編集）最新版

(5) 貸与資料

- ・敷地測量図
- ・地質調査報告書
- ・現況建物完成図
- ・耐震補強報告書
- 既存建物図面
- R I B C用名称ファイル

(6) 成果物の提出場所

大崎市建設部 建築住宅課

7. 成果物

(1) 基本設計

①建築（意匠）

- ・仕様概要書
- ・基本設計図
- ・基本図 ※2
- ・計画説明書
- ・工事費概算書
- ・各種技術資料
- ・（ ）

②建築（構造）※1

- ・基本構造計画案
- ・構造計画概要書
- ・仕様概要書
- ・工事費概算書
- ・各種技術資料

③電気設備※1

- ・電気設備計画概要書
- ・仕様概要書
- ・工事費概算書
- ・各種技術資料

④機械設備※1

- ・空気調和設備計画概要書

- ・給排水衛生設備計画概要書
- ・昇降機設備計画概要書
- ・仕様概要書
- ・工事費概算書
- ・各種技術資料
- ・ ( )

※1 建築（構造）並びに電気及び機械設備の成果図書は、建築（意匠）基本設計の成果図書の中に含めることもできる。

※2 基本図とは、仕上表、面積表及び求積図、敷地案内図、配置図、各階平面図、断面図、各面立面図、主要部矩計図をいう。

## （2）実施設計

### ①建築（意匠）

- 建築（意匠）設計図
  - ・計画通知申請図書
- 建築工事積算数量算出書
- 参考見積書及び見積比較表
  - ・防災計画図書
  - ・省エネルギー関係図書
- 各種技術資料
  - ・ ( )

### ②建築（構造）※1

- 建築（構造）設計図
  - ・構造計算書（~~既存校舎への太陽光発電設備の設置に伴う既存校舎の構造の検討~~）
- 建築工事積算数量算出書
  - ・参考見積書及び見積比較表
- 各種技術資料
  - ・ ( )

### ③電気設備

- 電気設備設計図
  - ・計画通知申請図書
- 各種計算書
- 電気設備工事積算数量算出書
- 参考見積書及び見積比較表
  - ・防災計画図書
  - ・省エネルギー関係図書
- 各種技術資料

### ④機械設備

- 機械設備設計図
  - ・計画通知申請図書
- 各種計算書
- 機械設備工事積算数量算出書

○参考見積書及び見積比較表

- ・防災計画図書
- ・省エネルギー関係図書

○各種技術資料

※1 建築（構造）の成果図書は、建築（意匠）実施設計の成果図書の中にも含めることもできる。

## 8. 提出部数等

### (1) 基本設計

成 果 物 等	基 本 形 態 等	提出部数	摘 要
a. 基本設計書 ・計画説明書 ・基本構造計画案 ・構造仕様概要書 ・各設備計画概要書 ・各設備仕様概要書 ・基本設計図	A4判（設計図は見開きA3判）製本		
b. 基本設計書概要書 ・計画説明書（概要） ・基本構造計画案（概要） ・構造仕様概要書（概要） ・各設備計画概要書（概要） ・各設備仕様概要書（概要） ・基本設計図	A4判（設計図は見開きA3判）製本		
c. 工事費概算書 ・建築工事費概算書 ・電気設備工事費概算書 ・機械設備工事費概算書	A4判綴じ		
d. 資料 ・各技術資料 ・各記録書	A4判ファイル		

(2) 実施設計

成 果 物 等	基 本 形 態 等	提出部数	摘 要
a. 設計図※1 ・各工事設計原図 ◎各工事設計図 ・各工事設計図縮小図 ・構造計算書 ◎仮設計画図（仮囲い，仮設トイレ等）	原図ケース入れ A3判2つ折り製本 A3コピー（白） A3判2つ折り製本 コピー（白），A3判 A4判ファイル 設計図に含める	1部 3部 4部 3部 4部 2部	データ添付（ファイルフォーマットは JWWを標準とし，その他 は協議の上決定する）
b. 積算関係図書 ◎各工事積算数量算出書 ◎各工事参考見積書，見積比較表 ◎工事費積算書※2 ◎数量算出チェックリスト ◎積算数量調書チェックリスト ◎数量チェックシート	A4判ファイル A4判ファイル A4判ファイル A4判ファイル A4判ファイル A4判ファイル	1部 1部 1部 1部 1部 1部	データ添付（フォーマットはExcel を標準とし，その他は協 議の上決定する）
c. その他 ・防災計画書 ・省エネルギー関係図書 ・耐震診断補強設計報告書 ・耐震性能判定表 ・耐震性能判定通知表 ・耐震診断チェックリスト ・計画通知申請図書 ・構造計算書 ・天井等耐震点検チェックリスト （学校施設における天井等落下防止対策のための手引きによる）	A4判ファイル A4判ファイル A4判黒表紙金文字入製本 A4判折り製本 A4判ファイル	1部 2部 2部 2部 2部 2部 2部 2部	データ添付
d. 資料 ◎工事費概算書及び設計内容説明書 （建築，電気，機械） ・耐震補強工事比較検討書 ◎諸官庁打合せ報告書 （建築，電気，機械） ◎建築・電気・機械の連絡調整打合 せ記録 ◎図面（JWW）・積算（Excel）データ ◎各種技術資料（各種比較検討書作 成） ◎アスベスト，建設廃材調査書	A4判ファイル A4判ファイル A4判ファイル A4判ファイル CD-RW A4判ファイル A4判ファイル	2部 2部 2部 2部 1枚 1部 2部	着手後 補強方法検討時 随時 随時 設計完了時 随時 随時

※1 建築（構造）の成果図書は，建築（意匠）実施設計の成果図書の中に含めることができる。

(3) 設計原図の材質等

- a. 設計原図の材質 ・ トレーシングペーパー ・ ( )  
b. 設計原図の大きさ ・ A1 判 ○ A3 判

9. その他の特記事項

- (1) 工事発注後、設計図書に疑義が生じたとき等は、「設計意図を伝達」するため派遣を求める場合もある。
- (2) 設計に当たり、事前に調査員及び学校関係者との協議等に要する資料作成は本設計業務に含む。また、詳細設計に先立ち十分な現地調査に基づく工事範囲や内容を調査員と協議のうえ立案し、概算工事費の算出を行い予算額の目途を付けたうえで詳細設計に着手すること。
- (3) 学校施設を使いながら(開校中)の工事であり、調査員と協議のうえ仮設計画など、安全対策等に十分留意した設計を行うこと。
- (4) 非構造部材について耐震化を行う場合、天井、照明器具及び設備機器等の落下・転倒の危険性について調査しその落下・転倒防止工事を行う。
- (5) 提出した設計図書は、調査員の審査を経て、検査官の検査に合格しなければならない。調査員の審査、検査官の検査の結果、指摘された事項は速かに訂正しなければならない。(図面訂正に伴う成果品等の訂正を含む。)
- (6) 見積を必要とする工事、二次製品及び機器類は原則三社以上の見積りを徴し、見積り比較表を作成すること。単価採用の条件等は、調査員と協議のうえ決定するものとする。
- (7) 既存建築物の使用建材について当該工事対象建材については、石綿含有量及び劣化状況、調査(既存図面、インターネット等公表されている資料を用いる)を行い、適正な処理ができるよう整理すること。調査で不明なものは「不明である旨」を明記すること。(調査に係る石綿含有分析費用は本設計委託業務に含まない。)
- (8) 設計図書のうち設計図は、学校別(校舎、屋内運動場等)及び工種別(建築、電気、機械等)にまとめること。但し、~~どちらか一方の工事費割合が軽微な割合、または、全体の直接工事費が少額になる場合は、調査員と協議する。また、積算及び内訳書は、耐震補強工事と大規模改造工事を明確に区分すること。大規模改造工事のうちトイレ改修工事について、トイレ改修工事として項目を設け区分すること。このことは、工事種別においても同様とする。~~
- (9) ~~構造計画に先立ち地質調査(ボーリング調査)をすること。  
国土交通大臣官房官庁営繕部監修敷地調査共通仕様書によるボーリングとし、延長は約( )m、箇所数は( )箇所とする。  
標準貫入試験を行い、乱された試料の採取を行う。  
(地質調査報告書3部及び土質標本1式提出。)~~
- (10) ~~設計に先立ち、別紙図に示す範囲の測量及び施設調査(電気、給排水、汚水及び空調機器等)を行うこと。  
測量等の方法・専門業者による測量及び調査  
・設計事務所職員等による設計に必要な測量及び調査~~
- (11) その他の事項
- 1) 製図法は、JIS A 0150(建築製図)及びJIS Z 8302(製図通則)による。
- 2) 文字は、かい書で丁寧記入し、左横書きを原則とする。英字は、印刷体で記入する。
- 3) 寸法単位については、数量単位は、メートル法による。寸法線の記載数字は原則としてミリメートル

単位で記入する。

- 4) 特殊な工法及び使用資材のうち、やむを得ずメーカーの指定をしなければいけない資材については、事前に調査員と協議の上承諾を受け、図面には原則として製品名、会社名をつけてはならない。また、メーカー等が作成した図面の提出は認めない。なお、諸資材は、“つとめて”大崎市内産を使用するよう考慮すること。
- 5) ~~構造計算書の様式は、日本建築学会発行の各出版物に記載のある様式に準ずる。~~
- 6) 特殊な構造を使用する場合においては、あらかじめ強度試験を行うものとし、費用は設計受託額に含まれるものとする。
- 7) 電気及び機械設備計算書の様式については、設計者独自様式でよい。計算にあたってはあらかじめ調査員と打合せを行うこと。
- 8) 特記仕様書は、「宮城県特記仕様書」(建築、建築改修、電気、電気改修、機械、機械改修、解体)を準用する。記載事項についてはあらかじめ調査員と打合せを行うこと。
- 9) 著作権:設計図書類の著作権は、大崎市に帰属する。
- 10) 既存図面の使用:既存図面を参照利用する場合は、貸与した既存図面に準拠して設計を行い、調査員の承認を得ない限りこれを変更してはならない。
- 11) ~~積算書書式及び様式は、大崎市が定めた積算書式・様式に準ずる。~~
- 12) 設計図書作成上の注意
  - a 表紙及び図面リストを作成する。
  - b 各図面の右下隅に図面番号を記入する。
    - イ 図面番号は、各工事種別毎に通し番号をつける。  
建築意匠A/〇〇, 建築構造S/〇〇, 電気設備E/〇〇, 機械設備M/〇〇
    - ロ 図面に書き入れる文字は、幅3.5mm以上、高さ4.0mm以上以上のかい書で鮮明に書き入れる。(タイトルは幅8.0mm以上、高さ10.0mm以上)
    - ハ 図面の下端に縮尺(例:1/100)と入れる。
    - ニ 図面用紙は、A3を標準として使用する。
- 13) 成果物の取り扱いについて  
提出されたCADデータについては、当該施設に係る工事の請負業者に貸与し、当該工事における施工図の作成、当該施設の完成図の作成及び完成後の維持管理に使用することがある。
- 14) 工事費の積算については、数量算出書の他、営繕積算システムRIBC(建設大臣官房官庁営繕部監修)最新版によって入力したデータを提出して下さい。RIBCについては下記の(財)建築コスト管理システム研究所との内訳書数量入力システム利用契約を結び、大崎市より供給する名称及び複合単価ファイルと併せて入力作業を行って下さい。なお、利用契約の経費は設計委託料に含まれています。入力するのは内訳書の各項目のうち、細目及び適用名称、数量、単位、単価(参考単価)、金額、備考、別紙明細書、代価表とします。

\* 営繕積算システムRIBCの問い合わせ先

財団法人 建築コスト管理システム研究所

〒105-0003

住所 東京都港区西新橋 3-25-33 NP 御成門ビル 5F

電話 03-3434-1530

ファックス 03-3434-5476

email:info@ribc.or.jp

\* 詳しくは財団法人建築コスト管理システム研究所のホームページ(<http://www.ribc.or.jp/>)をご覧ください。

- 15) 設計等の業務に関し生じた損害を賠償するための保険契約の締結等必要な措置を講じた場合、調査員に契約書等の写しを提出すること。
- 16) 営繕工事積算チェックマニュアルについて  
営繕工事チェックマニュアル、数量算出チェックリスト、積算数量調書チェックリスト、数量チェックシートは国土交通省ホームページに掲載してあるものを使用すること。  
なお、営繕工事積算チェックマニュアル内に記載の営繕工事積算チェックマニュアルの概要 4. 数量算出チェックリスト、積算数量調書チェックリストの確認 用語の定義については下記内容に置き換えることとする。
- 17) 疑義について  
設計、積算において疑義が生じた場合、その都度市へ確認すること。
- 18) 照査項目の確認について  
成果品の納入前に、管理技術者及び照査技術者が市調査員等と合同で照査項目・内容の確認作業を行うものとする。

#### 用語の定義

管理技術者：業務委託により配置される管理技術者

→管理技術者：上記と同じ

主任担当技術者(積算)：業務委託により配置される積算業務の主任担当技術者

→照査技術者：業務委託により配置される照査技術者

担当技術者(積算)：業務委託により配置される積算業務の担当技術者

→主任担当技術者(積算)：業務委託により配置される積算業務の主任担当技術者

## 10. 設計概要書

### I. 工事の名称(図面に記載する工事名)

1. 建築工事:古川第四小学校外3校給食室空調整備工事(建築)
2. 電気設備工事:古川第四小学校外3校給食室空調整備工事(電気)
3. 機械設備工事:古川第四小学校外3校給食室空調整備工事(機械)

### II. 工事目的及び概要

既存の施設に空調設備の設置工事を実施するもの。

施設は使用をしながらの改修を基本とし、配管や配線等の既存設備のうち、再利用できるものは最大限活用し、イニシャルコスト及びランニングコストの比較を行い設計すること。

### III. 設計の基本条件

#### 1. 設計の基本的考え方

各室の面積に応じて必要最低限の冷暖房容量の機種を選定、集中管理リモコンによるデマンドコントロールとの連動システムの採用及びキュービクルや配電盤の容量を調査し必要に応じて改修する工事の設計にあたり、概算工事費の上限を超えない範囲で、調査員と十分協議し諸条件を満たす設計に努めること。

#### 2. 機械設備機器類新設

##### 1) 冷暖房設備:エアコン設置

- ◎ 機器選定にあたっては熱負荷計算を行い決定すること
- ◎ 電気式を基本とするが、その他の熱源について比較検討しイニシャル・ランニングコストで他の熱源が有利の場合は調査員と協議すること。
- ◎ 電気式の場合はデマンドコントロールシステムを設置すること
  - ・ 機器は事務室にて集中管理を基本とすること
- ◎ 既設の照明器具、火報及び換気設備等の位置を確認し、新設機器の位置を検討し、必要に応じて既設機器の移設等を検討すること

#### 2. 電気設備機器類改修

##### 1) 機器類改修

- ◎ 冷暖房設備設置に必要な配電盤、配管及び配線経路を検討し設計すること
- ◎ 冷暖房設備置後の電気容量等を確認し、必要に応じて受変電設備の改修を検討し設計すること(停電期間をなるべく短くすること)

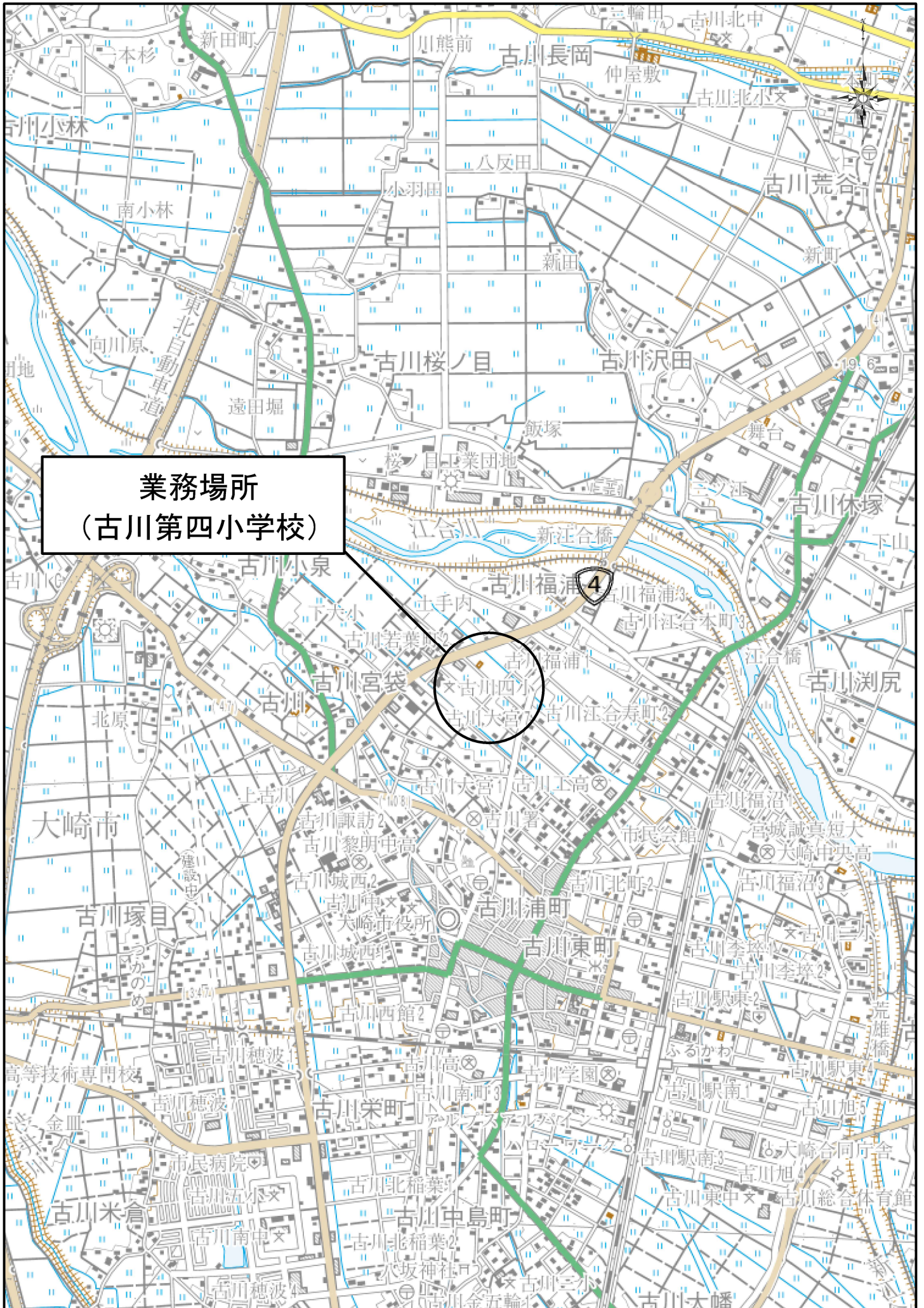
#### 3. 設計内容は建築基準法及び消防法、その他の法令等に適合すること

#### 4. その他 調査員と協議打合せの上決定すること

※1 アスベスト除去工事に関しては、専門業者と協議の上計画すること

## 別紙一覧表

施設名称	敷地の場所	用途地域	延べ面積 (対象室面積)	主要構造	備考
古川第四 小学校	大崎市古川大宮 八丁目2番1号	第1種住居地域	6,124 m <sup>2</sup> (150.00m <sup>2</sup> )	RC造 3階建て	
古川第五 小学校	大崎市古川穂波 三丁目5番7号	第1種中高層住居 専用地域	6,408 m <sup>2</sup> (144.45m <sup>2</sup> )	RC造 3階建て	
古川 中学校	大崎市古川二ノ構 7番54号	第1種住居地域	3,962 m <sup>2</sup> (149.08 m <sup>2</sup> )	RC造 3階建て	
古川東 中学校	大崎市古川旭 四丁目5番1号	第2種住居地域	6,826 m <sup>2</sup> (124.81 m <sup>2</sup> )	RC造 3階建て	



**業務場所**  
**(古川第四小学校)**



業務場所  
(古川第五小学校)

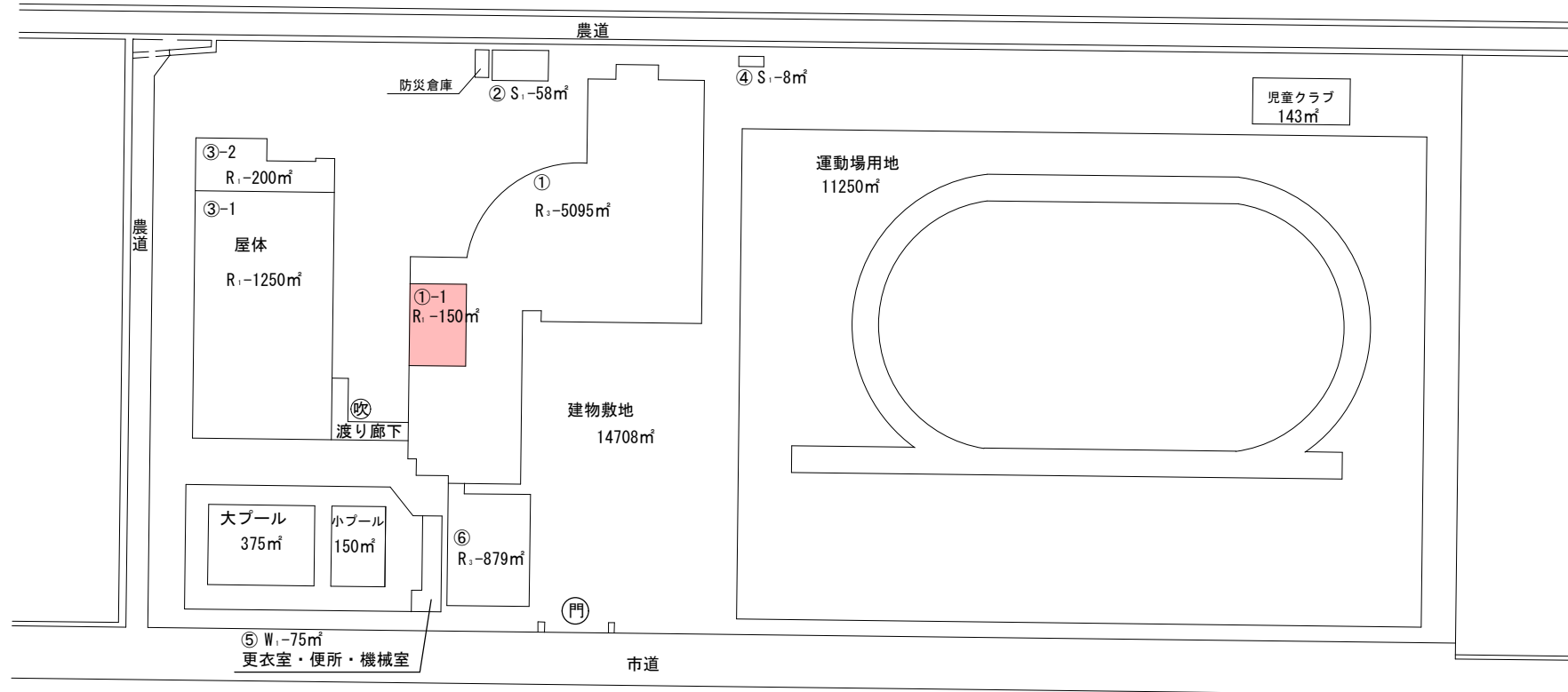




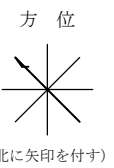
**業務場所  
(古川東中学校)**

(令和7年度)

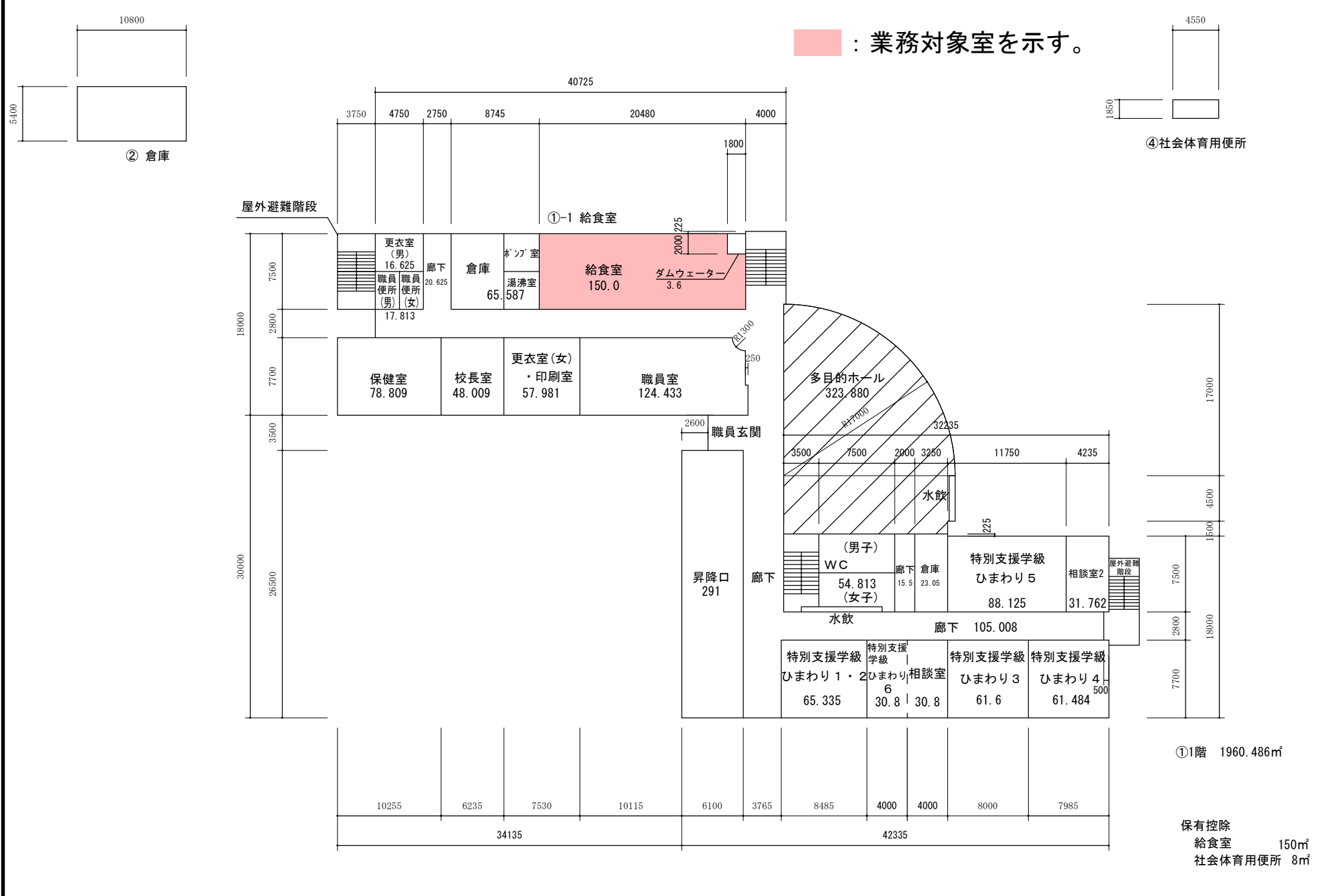
- 凡 例
- 建 物
- ⑥ 未とりこわし建物
  - ⑦ 危険建物
  - ⑧ 借地建物
  - ⑨ 一時使用建物
  - ⑩ 屋外教育環境整備事業によるもの
- 建物以外の工作物等
- ⑪ 正門、通用門
  - ⑫ 自転車置場
  - ⑬ 吹き抜け渡り廊下
  - ⑭ 簡易小規模構造物
  - ⑮ 温 室



■ : 業務対象建物を示す。



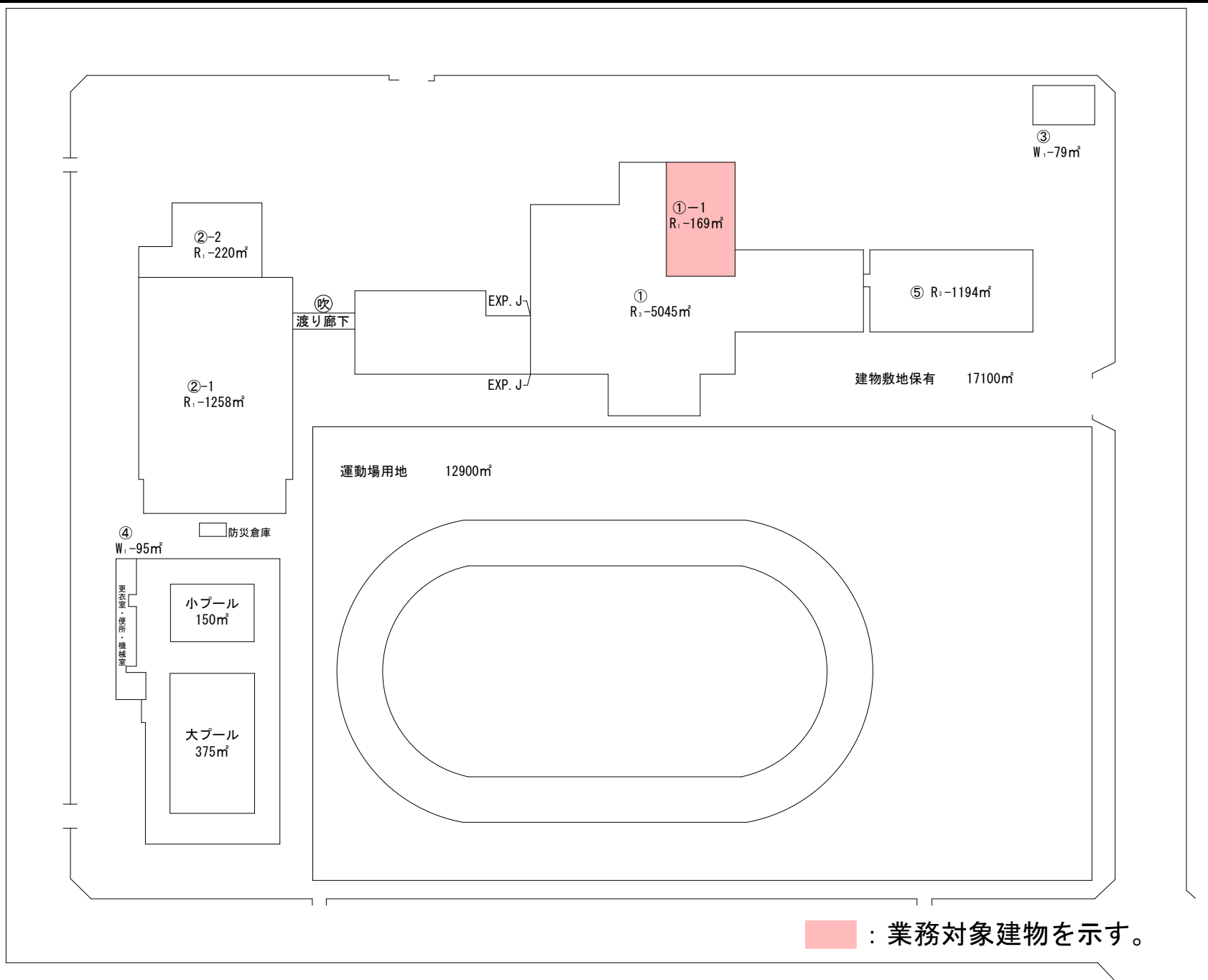
(令和7年度)



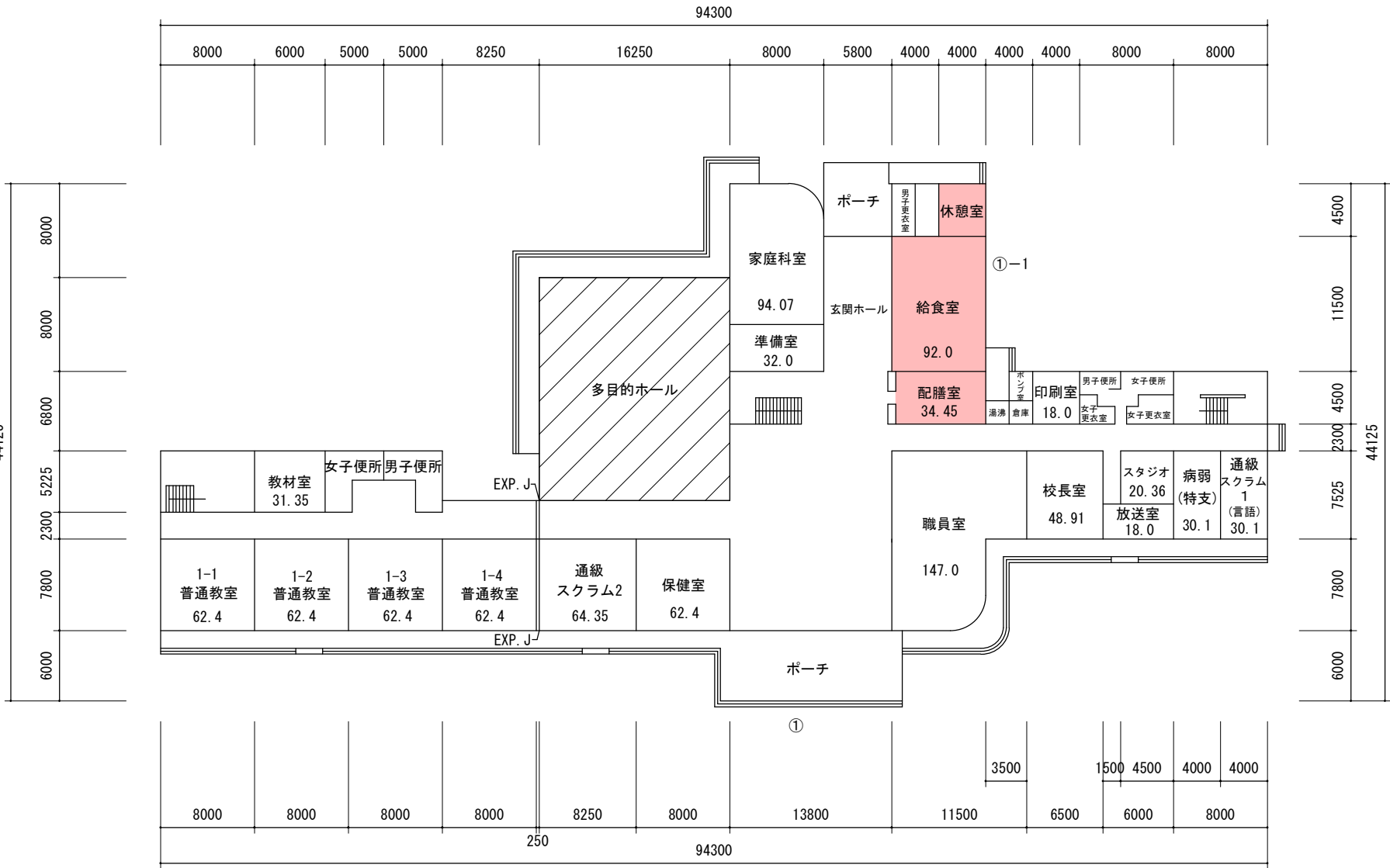
(令和7年度)

配置図	縮尺 0 5 10 15 m	1/1000	学校名 古川第五小学校	調査番号	(都道府県)	(市町村)	(学 校)	整理番号 0943
					04	215	0644	

- 凡 例
- 建 物
- ⑥ 未とりこわし建物
  - ⑦ 危険建物
  - ⑧ 借地建物
  - ⑨ 一時使用建物
  - ⑩ 屋外教育環境整備事業によるもの
- 建物以外の工作物等
- ⑪ 正門、通用門
  - ⑫ 自転車置場
  - ⑬ 吹き抜け渡り廊下
  - ⑭ 簡易小規模構造物
  - ⑮ 温 室

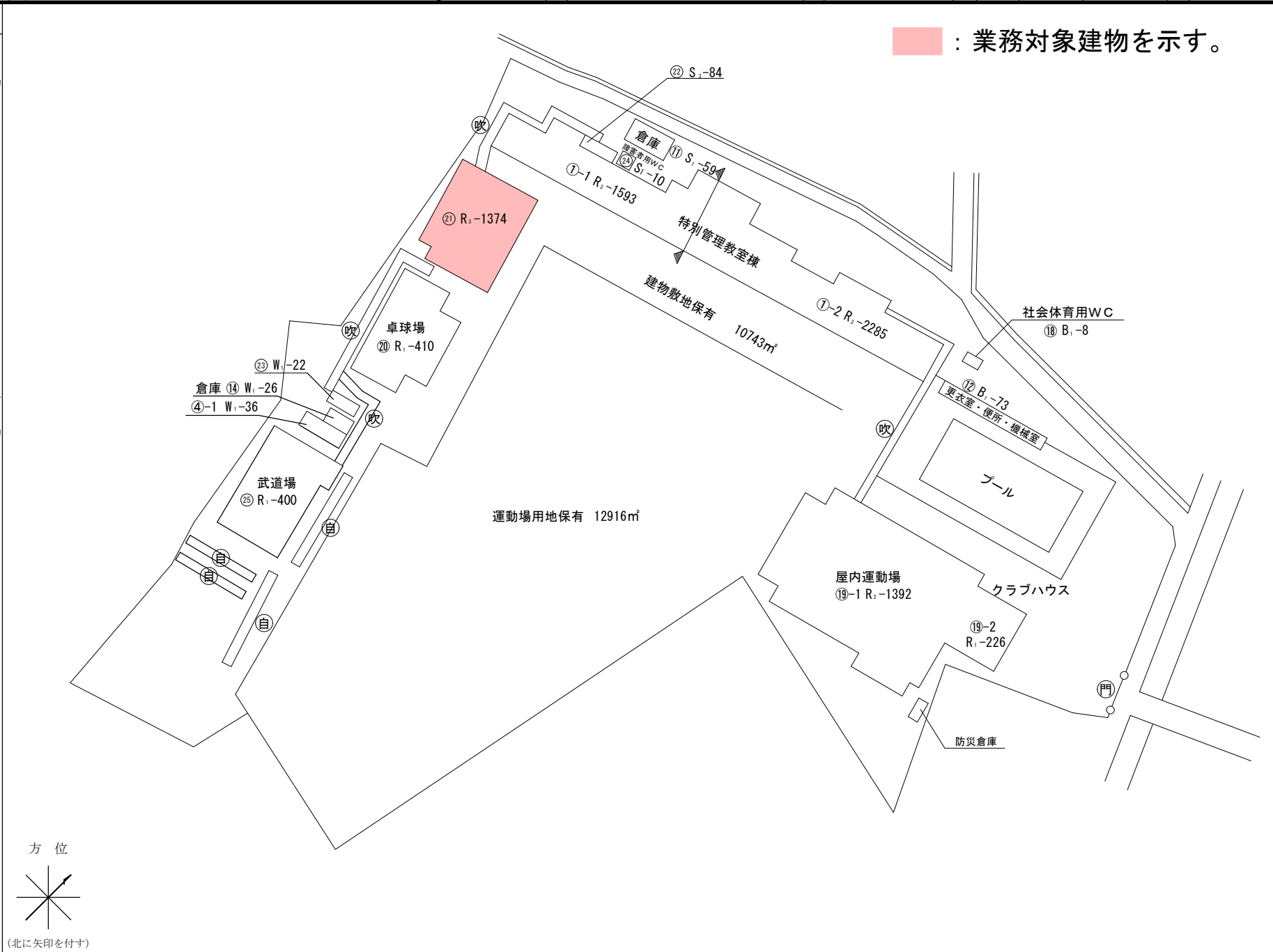


(令和7年度)

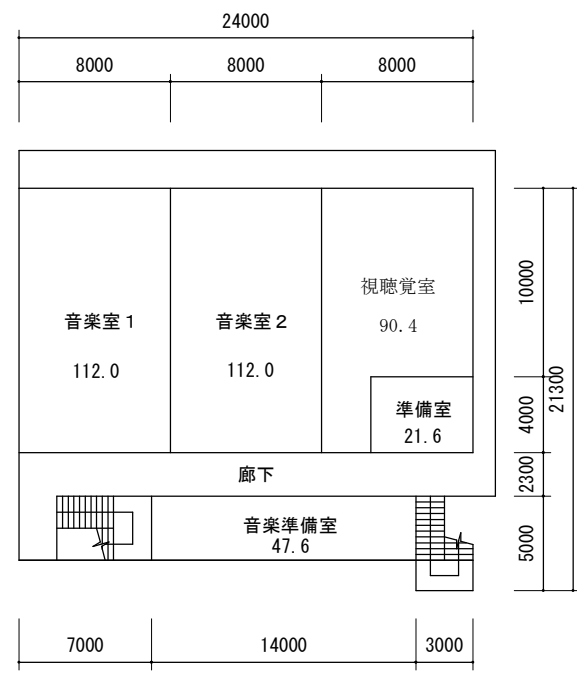
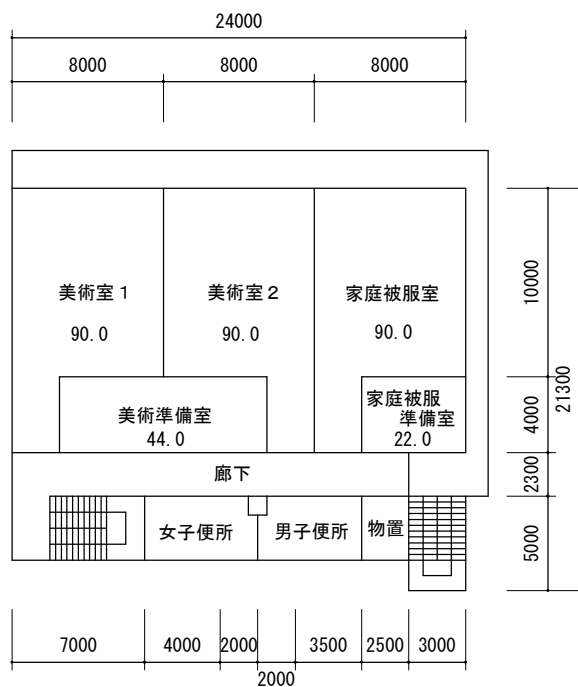
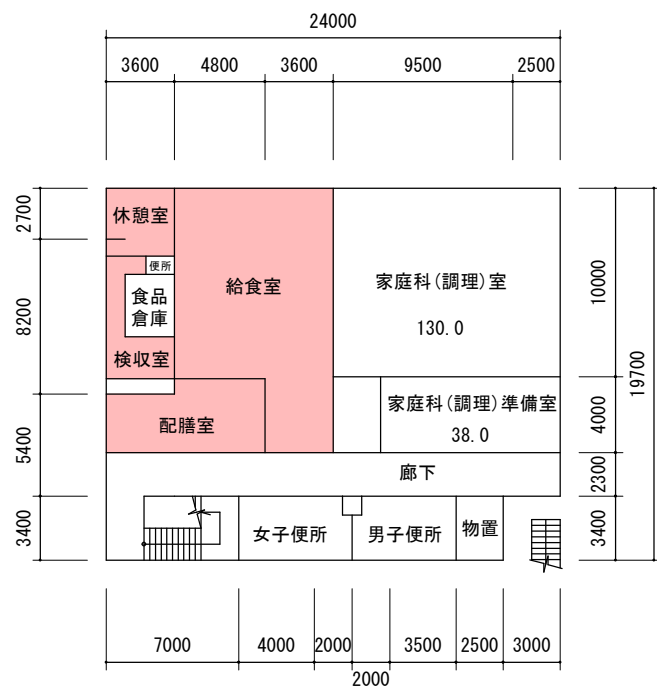


(令和7年度)

- 凡 例
- 建 物
- ⑥未 未とりこわし建物
  - ⑦危 危険建物
  - ⑧借 借地建物
  - ⑨一 一時使用建物
  - ⑩屋外 屋外教育環境整備事業によるもの
- 建物以外の工作物等
- ⑪門 正門、通用門
  - ⑫自 自転車置場
  - ⑬吹 吹き抜け渡り廊下
  - ⑭簡 簡易小規模構造物
  - ⑮温 温 室



(令和7年度)



■ : 業務対象室を示す。

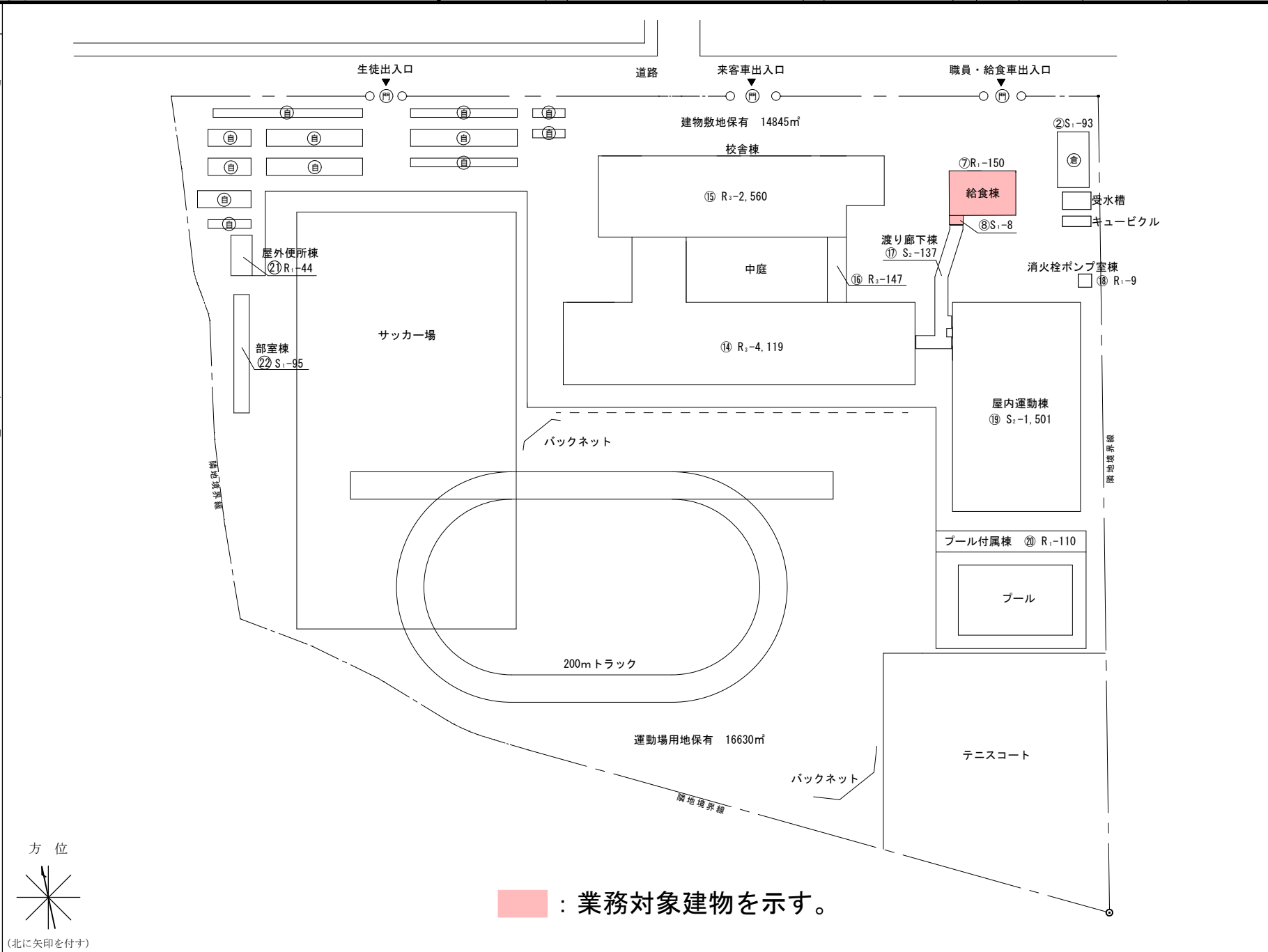
保有控除  
給食室

168㎡

(令和7年度)

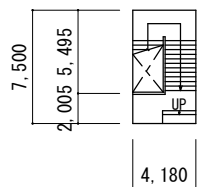
0965

- 凡例
- 建物
- 未 未とりこわし建物
  - 危 危険建物
  - 借 借地建物
  - 一時 一時使用建物
  - 屋外 屋外教育環境整備事業によるもの
- 建物以外の工作物等
- 門 正門、通用門
  - 自 自転車置場
  - 吹 吹き抜け渡り廊下
  - 簡 簡易小規模構造物
  - 温 温室

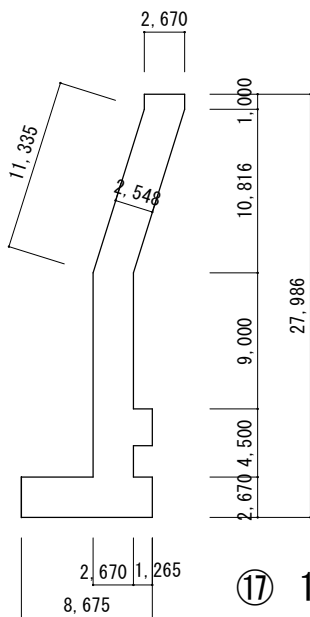


■ : 業務対象室を示す。

⑮ 屋上階



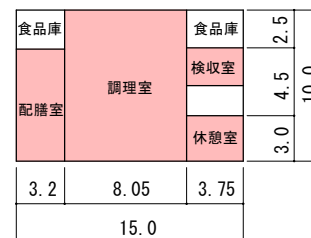
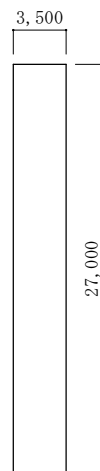
校舎棟 屋上階平面図



⑰ 1階

渡廊下棟 1階平面図

⑫ 部室棟

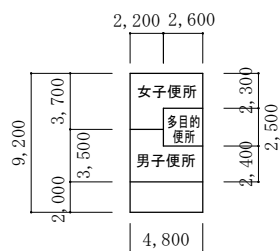


⑦ 給食室

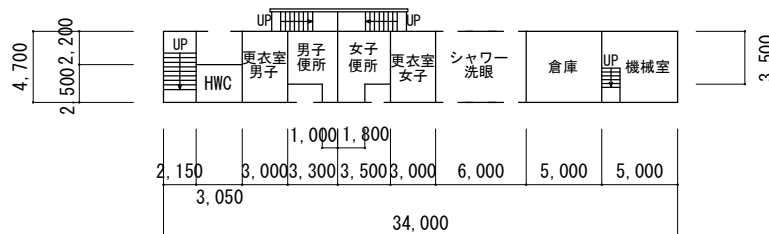
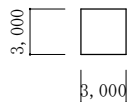
⑧ 渡り廊下



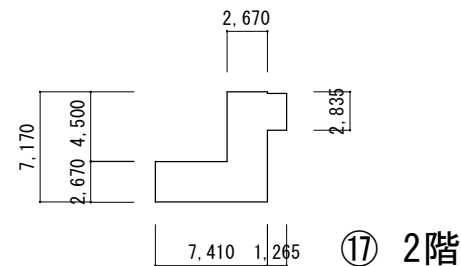
⑳ 屋外便所棟



⑱ 消火栓ポンプ室棟



㉑ プール棟 平面図



渡廊下棟 2階平面図

保有控除  
 ㉑ プール棟 110㎡  
 ⑦ 給食室 150㎡

## 委託費内訳書

名 称	各種率	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
委託業務費	古川第四小学校外3校給食室空調整備工事設計業務					
空調整備工事実施設計						
(1) 直接人件費		式	1.0			
(2) 諸経費		式	1.0			
(3) 技術経費		式	1.0			
(4) 特別経費 1)リビック使用料		式	1.0			
小 計						
業務価格						
消費税等相当額	消費税 率 10%					
委託業務費						